

## 田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約（以下「本市発注契約」という。）から暴力団等を排除するために必要な措置等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき指定された暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織を総称していう。

2 この要綱において「暴力団関係者」とは、前項に規定する暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。

3 この要綱において「暴力団等」とは、前2項に掲げるもののほか、不当介入を行うすべての者をいう。

4 この要綱において「不当介入」とは、発注契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

5 この要綱において「有資格業者」とは、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第101条第3項（第119条において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成された競争入札参加資格者名簿又は田原市小規模契約希望者登録制度（平成18年5月1日施行）に基づき作成された小規模契約希望者名簿に登載された者をいう。

6 この要綱において「有資格業者の役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する営業所をいう。）を代表する者をいう。

(警察等捜査機関からの通報に伴う対応)

第3条 警察等捜査機関から、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する旨の通報があったときは、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年4月1日施行）に基づき、当該通報に係る有資格業者（以下「対象業者」という。）に対する入札参加停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 有資格業者である法人等の役員等（以下「有資格者の役員等」という。）が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 有資格業者の役員等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用する等していると認められるとき。

(7) 有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、不当介入を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。

（関係官公庁等からの情報入手に伴う対応）

第4条 市長は、警察等捜査機関以外の関係官公庁及びその他の機関等から、対象業者に関する情報を入手したときは、本市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日締結）により警察等捜査機関に対して当該情報の確認を行うものとする。

2 前項の確認の結果、有資格業者が対象業者であると確認された場合には、前条の規定を準用する。

（不当介入に対する措置）

第5条 市長は、受注者が本市発注契約の履行に当たって、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに本市へ報告させるものとする。

2 市長は、受注者から前項の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡及び協議を行うものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。

3 暴力団等による不当介入により、契約期間の延長が必要となる場合には、受注者及び所轄の警察署との協議の内容を踏まえ、適切な契約期間の延長を行うものとする。また、工事の一時中止に伴い、現場維持等に要する費用の増加が生じる場合は、発注者がその費用を負担するものとする。

（不当介入行為等の報告）

第6条 本市発注契約の担当課室長等は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに様式第1号により総務部長に報告するとともに、田原市不当要求行為等対策要綱（平成15年11月1日施行）に基づき田原市不当要求行為等対策委員会に通知しなければならない。

（未報告受注者への措置）

第7条 第5条第1項及び第2項に規定された報告及び届出義務を怠った受注者に対しては、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第4条の規定に基づき、入札審査会に諮り処分を決定するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

処 理 番 号	
---------	--

警 察 署	
警 察 署 の 名 称	警察署
刑 事 課 長 名	
対 策 専 門 官 名	
電 話 番 号	( ) -
F A X 番 号	( ) -

作成年月日： 年 月 日

報 告 者	所 属： 職氏名：
-------	--------------

情 報 を 受 け た 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	氏名： 連絡先： ( ) - 所属(住所)：
情 報 提 供 手 段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道 <input type="checkbox"/> その他 ( )
受 信 者	所 属： 職氏名：

対象工事等	対象工事名等	
	工事等の場所	
	対象工事等の工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 者	名称・連絡先： ( ) - 住 所： 現場代理人・連絡先： ( ) -
	下 請 人	
	工事主管課室	

相 手 方	【暴力団】 <input type="checkbox"/> 暴力団関係 ( <input type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 暴力団関係者以外 【氏名】 【所属】 【服装等】 【人数】 人
相 談 内 容	い つ： 年 月 日 ( ) 時 分 ころ ど こ で：愛知県田原市 町 誰 対 して： 要 求 内 容： <input type="checkbox"/> 安全管理 <input type="checkbox"/> 施工関係 <input type="checkbox"/> 交通規制関係 <input type="checkbox"/> 挨拶料等 <input type="checkbox"/> 寄附金等 <input type="checkbox"/> 下請参入 <input type="checkbox"/> 資材納入 <input type="checkbox"/> 地域対策受入 <input type="checkbox"/> 警備員受入 <input type="checkbox"/> 自販機設置 <input type="checkbox"/> 物品購入 <input type="checkbox"/> 機関紙購読 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> 入札関係 <input type="checkbox"/> その他 ( )  要 求 理 由： 要 求 態 様： 車 の ナ ン バ ー： そ の 他 の 情 報：

行 政 措 置	<input type="checkbox"/> 現 場 へ 急 行 ( ) <input type="checkbox"/> 調 査 ( ) <input type="checkbox"/> 適正施工の判断 ( ) <input type="checkbox"/> 指 導 ( ) <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
警 察 措 置	通 報： 警察署担当者名： 警察署 刑事課 警察署の指示等： 警察署の措置等： <input type="checkbox"/> 対応指導 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 警告制止 <input type="checkbox"/> 中止命令 <input type="checkbox"/> 事件化検討 <input type="checkbox"/> その他 ( )
財 政 課 へ の 報 告 ・ 指 示	報告日： 年 月 日 指示内容：

注1 「処理番号」は、所轄の警察署から送付された番号を記入すること。  
注2 処理番号順にファイルを調整し、保管すること。  
注3 その後の経過等については、聞取票を作成し、この様式に連続して調整し、保管すること。

## 不当介入行為が発生した場合の対応フロー

